

令和7年6月25日
北アルプス広域連合

障害者である職員の任免状況の公表について

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第40条第2項の規定に基づき、令和7年6月1日現在の障害者である職員の任免状況を、以下のとおり公表します。

①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障がい者の数	③実雇用率	④不足数	備考
75.5人	0人	0%	2人	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。